

# 祝 世界かんがい施設遺産

令和4年10月6日にオーストラリアのアデレードで開催された 国際かんがい排水委員会 (ICID) 国際執行理事会において「寺谷用水」が世界かんがい施設遺産に登録されました。



盾



認定証

## 認定証和訳

天竜川水系に位置する寺谷用水は、画期的な技術を取り入れた革新的なプロジェクトによって食料生産性を向上させ、水田農業の発展と農家の経済状況の改善に貢献したかんがい施設として、ICID世界かんがい施設遺産に登録されました。



静岡県知事表敬訪問の様子 左は同時登録された香貫用水（沼津市）



磐田市長への報告会の様子

## 表彰関係

去る令和5年3月20日に開催された静岡県土地改良事業団体連合会第66回通常総会において、鈴木勲理事（長野地区選出）及び鈴木隆理事（天竜地区選出）の土地改良事業に対する永年のご努力が認められ功労者として表彰されました。



左：鈴木隆理事 右：鈴木勲理事

**【発行】寺谷用水土地改良区**  
 〒438-0804 静岡県磐田市加茂1番地  
 TEL.0538-32-4655  
 FAX.0538-36-0609  
 E-mail teradani@axel.ocn.ne.jp  
 H P https://www.teradani.com

ホームページが  
 新しくなりました！  
 是非ご覧ください。▶

# 寺谷用水だより

News from TERADANI YOUSUI

No.28

令和5年7月吉日

## 理事長あいさつ



理事長 池田藤平

田植えも終わり田圃の緑が日々色濃くなり、蛙の合唱が聞こえる季節となりました。約3年に亘るコロナ禍も収まりつつあり、皆様方におかれましては益々ご健勝にてお過ごしのことと存じます。

昨年は、台風15号による大雨の影響により当土地改良区管内でも、至る所で河川の氾濫や、土砂崩れの発生など、深い爪痕を残す激甚災害となりました。被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

一方で、昨年は当土地改良区にとって喜ばしい出来事が続いた年でした。4月には水源涵養林育成事業が評価され、緑化推進運動功労者として内閣総理大臣表彰を受け、10月6日にオーストラリアのアデレードで開催されたICID（国際かんがい排水委員会）理事会において寺谷用水が「世界かんがい施設遺産」に登録されました。天正18年（1590年）に完成した寺谷用水を、430年以上に亘り守り続けてきた先人達の方針に対して敬意を表すとともに、これからも歴史ある用水を、より良いものにして後世に継承するよう取り組む所存です。

こうした中で、当土地改良区が管理する基幹施設は造成後35年を超え、更に耐震性の欠如など課題が表面化しております。そのため、農林水産省による「国営天竜川下流二期事業」の地区調査が行われ、老朽化した施設を更新し、地震や豪雨等の災害対策を備えた施設にする計画が進められることとなりました。将来にわたり安定的な取水を行うために必要な計画ですので、関係機関と足並みを揃えて事業の推進に努めてまいります。

また、本年は寺谷用水開祖平野重定公没後400年という大きな節目を迎えます。世界かんがい施設遺産の登録という大変喜ばしい出来事と併せて記念行事を執り行う予定ですので、関係各位におかれましてはご理解とご協力をお願いいたします。

秋には、黄金色に染まる田園風景が広がり災害もなく豊作を喜び合う年になることと、皆様方のご健勝を祈念してご挨拶いたします。



令和4年10月6日オーストラリアのアデレードにて行われた「世界かんがい施設遺産」登録証授与式の様子



## 令和4年度 事業報告

### 県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 「寺谷地区」

工事の種類	事業内容
ポンプ・電機設備等の更新	前野ポンプ場主ポンプオーバーホール2台、宮之一色電動機2台の更新

### 県営農村地域防災減災事業 「尼ヶ崎西用水地区」

工事の種類	事業内容
ネットフェンス更新	尼ヶ崎西用水安全施設(ネットフェンス)の更新 (磐田市新島～野箱地内 下流部)

### ネットフェンス更新の状況



着手前

完成

## 令和5年度 事業計画

### 県営農業水路等長寿命化・防災減災事業 「寺谷水管理システム地区」

※R6年度事業完了予定

工事の種類	事業内容
水管理システム更新	水管理施設TM/TC親局及び子局装置等の更新

### 県営農村地域防災減災事業 「尼ヶ崎西用水地区」

※R5年度事業完了予定

工事の種類	事業内容
ネットフェンス更新	尼ヶ崎西用水安全施設(ネットフェンス)の更新 (磐田市気子島～新島地内 上流部)

### 用水路は危険です!

- ・用水路付近では子どもを遊ばせないようにしましょう。
- ・用水路は流れが速く深いので非常に危険です。
- ・魚釣りなどでフェンスの中に入らないでください。
- ・交通事故などでフェンスをこわしてしまった場合は至急ご連絡ください。また、見かけた方はご一報ください。



## 寺谷用水を大切に使いましょう

寺谷用水は限りある地域の水です。下流地区で耕作している方々のことも考えて必要以上の取水は控え、田んぼからの無効放流をやめましょう。水門や堰板を適切に管理するよう心がけてください。また、ゴミを捨てている人を見たらご連絡ください。施設を破損させる原因となり、大事故になる恐れがあります。

### 災害時には通水を緊急停止することがあります!

※安全確認を行い、通水を再開しますので時間がかかる場合があります。



## ポンプ停止について(お願い)

パイプライン組合の運営には多額の電力料が必要になります。そこで、組合によっては【雨天】【夜間】【週末】など、一時的にポンプを停止することで電気料金の削減を図っておりますので、ご協力をお願い致します。

※ポンプを停止する時間帯は組合毎に異なりますのでパイプライン組合広報誌や回覧をご確認下さい。水の垂れ流しは「電気と水の無駄使い」です。給水栓の徹底管理をお願いします。

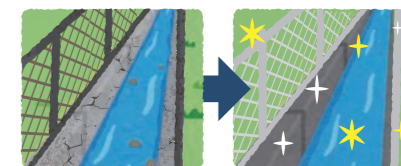
## 国営土地改良事業「天竜川下流二期地区」について

寺谷用水を含む天竜川下流地区の国営造成施設は、昭和42～59年度に整備され事業完了後35年以上が経過していることから老朽化が進行しています。更に、大規模地震等への災害対策も必要だと考えられるため、平成28年度から農林水産省による調査が行われました。

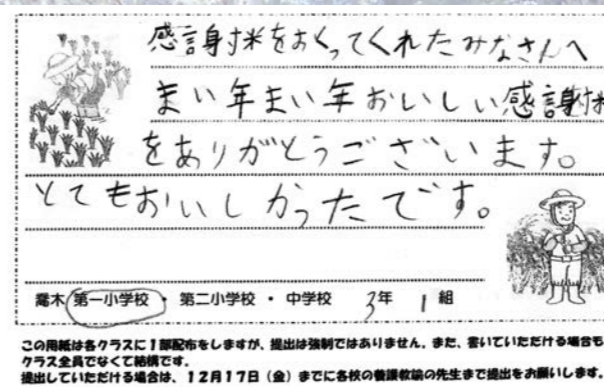
この結果、工事に係る詳細な計画を作成する必要があるため、令和5年3月16日開催の総代会議決を経て、令和6年度から全体実施設計を行うよう磐田市に要望書を提出しました。

市町の要望書は、静岡県で取りまとめられ農林水産省に提出されます。

なお、事業を実施する際には、組合員の皆様の同意が必要となりますが、寺谷用水の機能を維持するために必要なことですので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。



## 感謝米活動について



喬木村の小学生より お礼の手紙



駒ヶ根市の「磐田感謝米の日」学校給食の様子

平成24年度から、「天竜川の恩恵を受けている者として、上流部の水源地を管理している方々に感謝し新米を贈りましょう」という趣旨のもと磐田用水東部土地改良区と合同で始めた活動です。多くの組合員から寄贈いただいた新米は、長野県駒ヶ根市・喬木村、森林組合等を経て福祉施設や学校の給食として使われています。

本年度も実施しますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

### 令和4年度 感謝米贈呈実績

寺谷用水	磐田用水	合計
32 俵	26 俵	58 俵

(1俵=60kg)

### 感謝米贈呈先

天竜森林組合	長野県喬木村
水窪町森林組合	長野県塩尻市
長野県駒ヶ根市	



感謝米贈呈新聞記事 (令和4年12月13日 静岡新聞掲載)

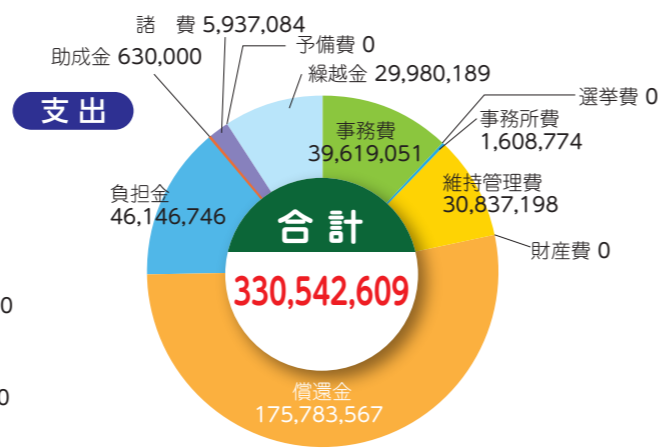
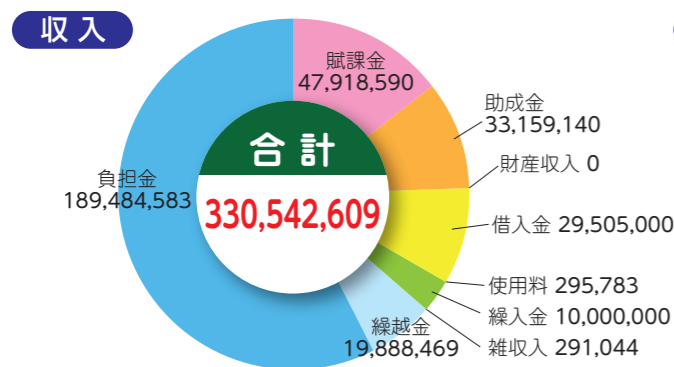


### 総代および役員(理事・監事)選挙のお知らせ

	総代	役員
任期	4年間(R6.1.17～R10.1.16)	4年間(R6.4.1～R10.3.31)
選挙期日	令和5年12月中	令和6年3月開催の総代会当日
選挙方法	土地改良区が指名した選挙管理者、選挙立会人の管理による選挙	新しい総代による選挙
候補者資格	当土地改良区選挙人名簿に記載されている方	員内役員：総代同様 員外役員：学識経験者等

※農業者年金受給者は候補者になることはできません。

### 令和3年度 一般会計決算 (単位:円)

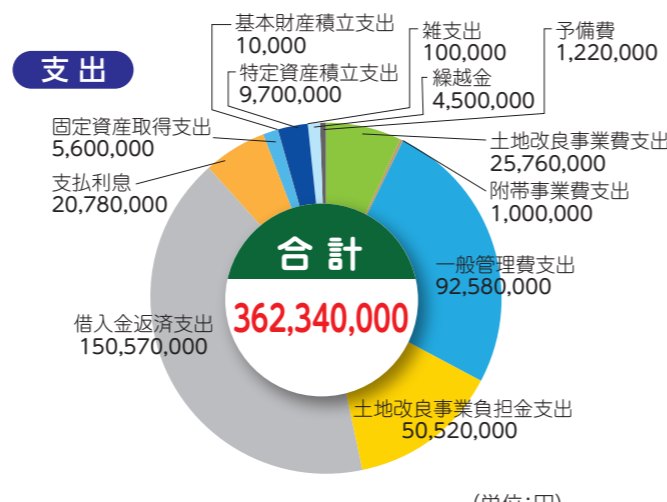
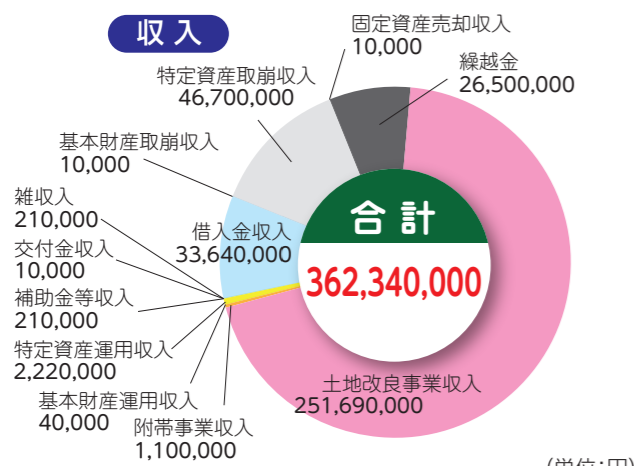


### 令和3年度 特別会計決算 (単位:円)

350周年記念造林育成事業繰越金	¥618,891	基本財産積立金繰越金	¥52,253,445
職員退職給与積立金繰越金	¥21,913,527	農地転用一時決済金繰越金	¥659,581,713
借入金等負債合計額	¥1,407,864,697		

※令和3年度会計は令和4年9月29日開催の臨時総代会において承認されました。  
令和4年度会計決算は10月開催の総代会に諮る予定ですので、次回の「寺谷用水だより」に掲載いたします。

### 令和5年度 一般会計予算 (単位:円)



款	科目	令和5年度
1	土地改良事業収入	251,690,000
2	附帯事業収入	1,100,000
3	基本財産運用収入	40,000
4	特定資産運用収入	2,220,000
5	補助金等収入	210,000
6	交付金収入	10,000
7	雑収入	210,000
8	借入金収入	33,640,000
9	基本財産取崩収入	10,000
10	特定資産取崩収入	46,700,000
11	固定資産売却収入	10,000
12	繰越金	26,500,000
	合計	362,340,000

款	科目	令和5年度
1	土地改良事業費支出	25,760,000
2	附帯事業費支出	1,000,000
3	一般管理費支出	92,580,000
4	土地改良事業負担金支出	50,520,000
5	借入金返済支出	150,570,000
6	支払利息	20,780,000
7	固定資産取得支出	5,600,000
8	基本財産積立支出	10,000
9	特定資産積立支出	9,700,000
10	雑支出	100,000
11	繰越金	4,500,000
12	予備費	1,220,000
	合計	362,340,000

## 賦課金と決済金について

### 賦課金とは



賦課金は、土地改良法第36条に基づき、当土地改良区受益地であれば耕作の有無に関わらず対象となります。水道料金のように使用量に応じて支払う代金ではありません。また、現況が田以外の状況(転作含)でも脱退手続きをされない限り対象となります。土地改良区が農業用施設を維持管理するための費用と、施設の改修工事等の経費などに充てられるものです。

なお、賦課金が未納になっている受益地を相続や売買等で取得した場合、新組合員に納入義務が生じます。(土地改良法第42条第1項に基づく権利義務の承継)

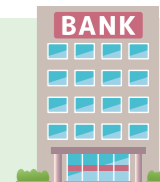
寺谷用水土地改良区賦課金(組合費)について	
令和5年度単価	3,300円/10a(3.3円/㎡) ※総代会議決による
納入時期	令和5年11月1日～11月30日(口座振替の方は末日引落) ※徴収期日の最終日が土曜日、日曜日にあたる場合は翌日となります。

### 賦課金の納入は口座振替をご利用ください

#### 取扱金融機関

- ・遠州中央農業協同組合
- ・浜松磐田信用金庫
- ・静岡銀行
- ・ゆうちょ銀行

約9割の方にご利用いただいています。簡単な手続きですのでお気軽にお問い合わせください



### 決済金とは

決済金は、土地改良法第42条第2項に基づき、受益地を農地転用等(下記の事例を参考)する場合に納付が必要です。

施設の維持管理にかかる費用は、農地が減少しても大きく変わりません。残された土地(組合員)にかかる負担が増えてしまわないよう農地転用等の際、納めていただくものです。



決済金(脱退手続き)について	
令和5年度単価	田 320円/㎡(畑かん地区の畑は田の3分の1) 事務手数料 1,000円/1件 ※総代会議決による
事例 手続きが必要となる場合	農地転用し、宅地等として使用する場合。 利用目的を変更し、畑(温室含)として使用する場合。 磐田市役所等に寄付する場合。 公共事業等により用地買収される場合。 買収の場合誰が(地権者もしくは事業主)決済金を納めるのかはっきりさせ、後日のトラブルにならないようにしてください。

**注意** 受益地を脱退手続きする場合、「受益地確認依頼書」にて事前にお問い合わせください。

※ホームページ参照